

# 任意団体 ふちゅう台湾日和 会則

## 第1条（名称）

本団体は「ふちゅう台湾日和」と称する。

---

## 第2条（目的）

本団体は、東京都府中市を拠点に、台湾に関心を持つ方および在日台湾人が気軽に交流できる場を提供し、台湾文化や季節行事を通じて相互理解と親睦を深めることを目的とする。

---

## 第3条（活動内容）

本団体は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 台湾文化および季節行事に関する交流会・体験イベントの開催
- 台湾の食文化・生活文化等の紹介および体験活動
- 会員相互の親睦を目的とした懇親活動
- 地域団体、関連団体等との連携活動
- その他、本団体の目的達成に必要な活動

---

## 第4条（事務所）

本団体の事務局は代表者所在地に置く。

---

## 第5条（会員）

1. 本団体の目的に賛同する者は、所定の方法により申込みを行い、代表の承認をもって会員となる。
  2. 会員は本団体の活動に参加することができる。
  3. 会員が本団体の趣旨に著しく反する行為を行った場合、代表の判断により退会とすることができる。
- 

## 第6条（入会金および会費）

1. 本団体は原則として入会金および年会費を徴収しない。
  2. ただし、活動実施に伴い会場費・材料費等が発生する場合は、必要に応じて実費相当額を参加費として徴収することがある。
-

## 第 7 条（役員）

1. 本団体に次の役員を置く。
    - (1) 代表 1 名
  2. 代表は本団体を代表し、会務を総括する。
  3. 役員の任期は特に定めない。
- 

## 第 8 条（会計）

1. 本団体の経費は、参加費その他の収入をもって充てる。
  2. 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 

## 第 9 条（会則の変更）

本会則は、必要に応じて代表の決定により変更することができる。

---

## 附則

本会則は 2026 年 2 月 20 日より施行する。